

東京都商品等安全対策協議会（第 8 期）「ベビー用のおやつ」の安全対策について

※ ここでいう「ベビー用のおやつ」とは、乳児（1歳未満の子ども）を対象とうたった菓子類をいう。

背景

事故事例

消費生活総合センターへの相談（平成 20 年 4 月）
9 ヶ月の乳児に「ベビー用のおやつ」のウエハースを与えたところ、のどに張り付き呼吸困難になり意識を失った。

同様の事故

- 当該製造事業者への消費者からの苦情等申し出
同じ商品での窒息事故：6 件（平成 13 年の発売開始以来）
- 各消費生活センターへの食品による窒息事故の相談状況(PIO-NET)
10 歳以下の子ども：23 件（過去 10 年間）
1 歳未満の子ども：4 件（過去 10 年間）
「ベビー用のおやつ」による事故：3 件
・ウエハース：1 件（平成 20 年）
・チーズスティック：1 件（平成 19 年）
・たまごボーロ：1 件（平成 19 年）
- 東京消防庁の食品の窒息事故による救急搬送状況
おやつによる 1 歳未満の子どもの救急搬送：4 件（平成 19 年の 1 年間）
- 厚生労働省人口動態調査
毎年、食品による窒息で 4 歳以下の子どもの 30 人以上が死亡しており、そのうち 1 歳未満の子どもが半数以上を占めている。

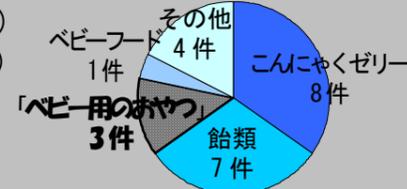


図 PIO-NET への相談状況

実際の事故件数は各消費生活センターへの相談件数の 20~30 倍といわれており、ひやり・ハッとも含めると潜在的な事故事例は相当数ある可能性がある！

ベビーフード*に関する公的規格等

食品衛生法、CODEX 食品衛生基準等一般の食品としての規格以外に次のものがある。

- ・ベビーフード指針（厚生労働省策定）
- ・ベビーフード自主規格（日本ベビーフード協議会策定）

※ ベビーフードとは、主に乳児（1歳未満の子ども）を対象に栄養素等を補給し、母乳やミルクから一般の固形食品に慣れさせ、食事習慣を確立させるために用いる食品をいう。（ベビーフード指針）

「ベビー用のおやつ」は、薬局及びスーパーマーケット等で多種の商品が販売されている。

窒息の危険性は… 気道が完全にふさがれた状態が 5 分以上続くと脳障害や命を落とす可能性が高い。（社団法人家族計画協会 子どもの事故予防データベース）
乳幼児で窒息が起こりやすいのは… 臼歯がなく食べ物を噛んですりつぶすことができない、また、食べるときに遊んだり泣いたりするため。（内閣府食品安全委員会（平成 20 年 5 月 2 日作成）資料）

しかし

「ベビー用のおやつ」は、ベビーフードに該当せず、ベビーフード指針及び自主規格は適用されない！

協議

東京都商品等安全対策協議会

- 対象商品
「ベビー用のおやつ」
- 協議内容
1 「ベビー用のおやつ」による窒息事故の実態把握
2 「ベビー用のおやつ」の安全対策の検討
- 委員構成
消費者 2 名、学識経験者 5 名、事業者 3 名、関係機関 4 名 計 14 名
- 協議会開催
平成 20 年 10 月から 計 4 回予定

「ベビー用のおやつ」による窒息事故を防止するための早急な検討が必要

協議結果を受けて

都の対応

- 消費者への情報提供
- 国への提案及び情報提供
- 関係する業界団体への要望

効果

「ベビー用のおやつ」の安全対策が行われ、「ベビー用のおやつ」による窒息事故が減少する！

調査等

○インターネットによる消費者アンケート調査

- 【対象】
生後 6 ヶ月～未就学児の子どもがいる世帯 1,000 世帯程度
- 【質問事項】
・「ベビー用のおやつ」の利用状況
・「ベビー用のおやつ」による窒息事故の状況とその原因
・窒息事故発生時の相談状況
・「ベビー用のおやつ」への要望

○インターネットホームページによる意見募集

- 【募集内容】
・「ベビー用のおやつ」による窒息事故情報
・「ベビー用のおやつ」に関する意見
- 【募集期間】
平成 20 年 10 月 22 日～11 月末
- 【ホームページ名】
くらしの安全ネット会議室

○文献調査

- 【調査項目】
・「ベビー用のおやつ」に関する国内外の規制状況及び流通状況

【参考】

平成 20 年 5 月 8 日付けで厚生労働省が発出した事務連絡「食品による窒息事故について」では、乳幼児は食べ物による窒息がおきやすいことを踏まえ、各都道府県に対し、食品による窒息事故の予防の啓発を行うとともに食事提供の際の注意喚起を行うよう要望している。